

令和 3 年 (2021 年) ●月●日

米 原 市 長 平 尾 道 雄 様

米原市自治基本条例推進委員会
会 長 白 石 克 孝

意 見 書

第 6 期および第 7 期米原市自治基本条例推進委員会では、この条例に基づいた米原市の取組状況の検証をする中で、「オンラインでの情報共有の在り方」、「自治会機能、運営の在り方」および「職員と地域との関わり方」について議論を重ねてきました。

「情報」については、協働のまちづくりを進める上で、欠かすことのできない資源のひとつであり、自治基本条例第 7 条では、情報は「提供」や「公開」だけではなく、「情報の共有」が重要であるとしています。

また、「自治会」については、市民が参加できる最小単位のコミュニティであるとともに、地域の課題を一番的確にとらえることができることから、自治基本条例第 10 条では、その役割について、分野や事業内容に制限を設けず、「公共的サービスを広く担うことができる」とし、市との協働も含め、公共サービスの担い手として位置付けています。

しかし、人口減少、少子高齢化は予想以上の速さで進み、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の暮らしや自治会活動の変化に加え、デジタル化の加速など大きな社会変化が起きています。

当委員会では、コロナ禍を契機とした社会生活への影響も踏まえ、「誰もが参加できるまちづくり」、「これからの持続可能なまちづくり」を進めるため、行政としてぜひ検討されたい「情報共有の在り方」、「自治会機能・運営の在り方」および「職員と地域の関わり方」について、次のとおり提案します。

1. 誰もが情報を共有できる『ゆるやかなオンライン化』を推進されたい。

【理由】

- ・コロナ禍の影響も受けて、今日では仕事から娯楽まで日常生活のさまざまな場面でオンライン化が浸透してきた。
- ・対面によらなくても双方向のコミュニケーションがとれるオンラインツールは、交通手段に関する悩みを持つ高齢者等にとっても有用な手段となり得る。
- ・一方で、高齢になるほどオンライン機器の利用は少なく、年代によってオンラインアレルギー、情報格差が生じている。
- ・誰もがオンライン環境に馴染めるための支援が必要である。
- ・市民の年代、環境なども踏まえ、理解レベルに合わせたデジタル活用に向けた支援が必要である。

【提案】

デジタル、オンラインの利便性や速効性などの利点を市民にわかりやすく伝えるとともに、デジタル化に対する理解を深めるため、

- ・年代ごとやテーマごとの体験型デジタル市民講座の開催
- ・地域内で気軽に操作方法等を相談できる（仮称）デジタルサポーター制度の創設

市民との「情報の共有」を進めるためには、市民からの意見を確実に吸い上げることが重要であることから、

- ・市民参加型の双方向情報ツールの導入
- ・「誰もがなじめる形での情報共有」を図る仕組みの整備
- ・オフライン（対面）も併用しながら、市の実態を踏まえたゆるやかなオンライン化を推進する。

※本日の推進委員会の意見を反映し、修正する予定です。

2. 市民・自治会と職員が互いに「地域で一緒に取り組むパートナー」となる仕組みを構築されたい。

【理由】

- ・多くの自治会での共通の悩みの一つとして、役員のなり手不足、自治会が抱える役割の多様化、複雑化した課題への対応の難しさがある。
- ・これらの課題は行政が代わって担えるものではなく、今後も自治会の機能を存続していくため、課題解決に向けた手立てが必要である。
- ・地域にゆかりのない職員が増え、職員自身の地域への関わり方や理解度が薄れている。

【提案】

真に自治会が担う役割や自治会運営等の方法、職員の地域への関わり方を見直す時期にきていることから、

- ・自治会と職員をつなぐ「自治会支援制度」の導入（地域担当職員制度の再構築）
- ・自治会と職員間が情報共有できる支援、仕組みの構築
- ・自治会活動、先進事例等について、自治会同士で共有できる仕組みづくり
- ・自治会への理解を深めるための支援
 - ✓「自治会の活動」「市民協働」等のまちづくりの基本となる自治会情報や市の情報を発信し、自治会活動への理解を深める。
 - ✓自治会事務の効率化を図るための支援ツールの整備
- ・職員の自治会への関りに対する意識改革を行う

※本日の推進委員会の意見を反映し、修正する予定です。